

さがみはら

地域福祉ネットワーク

～地域貢献をお考えのみなさまへ～

～さがみはら地域福祉ネットワークとは～

相模原市内の社会福祉施設、企業等が地域に貢献できる内容を登録し、地域住民が登録された情報を活用することで、地域福祉の活動を推進する仕組みです。



平成29年 2月発行

相模原市

目 次

1	はじめに	2
	(1) さがみはら地域福祉ネットワークとは	2
	(2) 貢献メニューを登録するメリット	3
	(3) 登録の要件	3
	(4) 登録できる貢献メニュー	4
2	登録の流れ	7
3	貢献メニュー提供の流れ	8
4	さがみはら地域福祉ネットワークの登録に関するQ & A	8

資料

さがみはら地域福祉ネットワーク事業実施要綱

1 はじめに

(1) さがみはら地域福祉ネットワークとは…

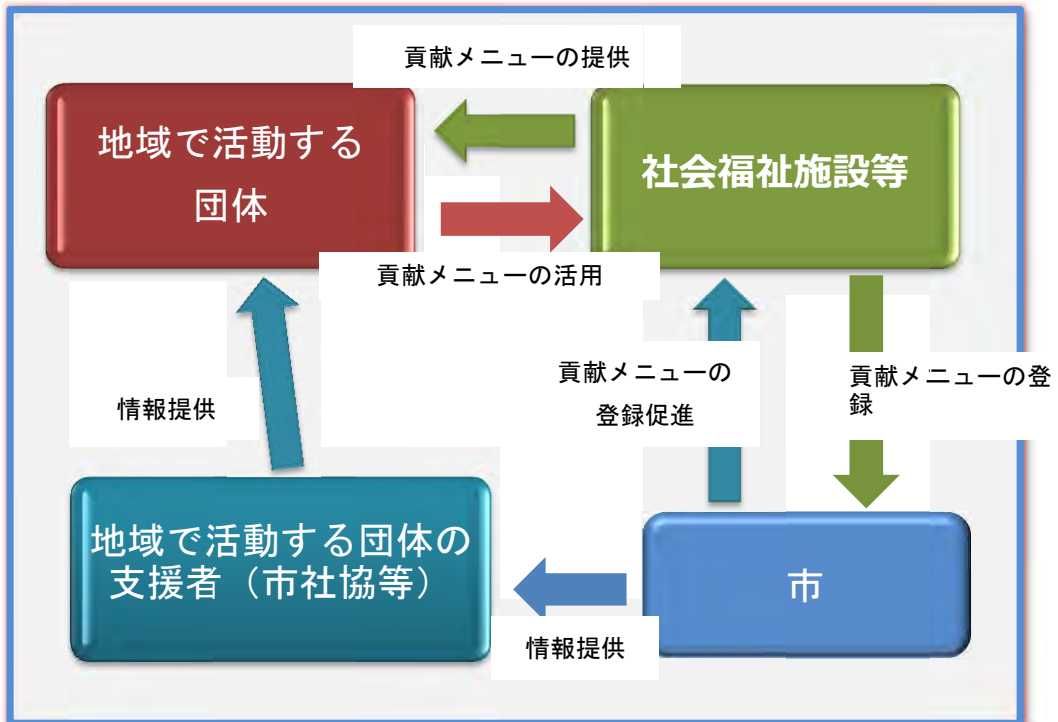
相模原市には、地域福祉の推進のために、地域で活躍している団体が数多くありますが、活動する場の確保や活動をサポートしてくれる人材の確保・育成に苦慮している状況です。

一方、地域には高齢者、障害者、子どもの支援に携わる社会福祉施設や企業、店舗などがあり、既に様々な地域貢献に取り組まれています。その取り組みをまとめた資料はなく、市民に広く周知されていない状況です。

市では、地域で活動する団体に、地域に点在している社会福祉施設、企業、店舗などが有する様々な資源をご紹介します。活用することができる仕組みを整えて、地域における支えあいの関係づくりを進めてまいります。

この仕組みの名称を「さがみはら地域福祉ネットワーク」と言います。

◆さがみはら地域福祉ネットワークのイメージ



地域で活動する団体：社会福祉施設等が提供する貢献メニューを活用します。

社会福祉施設等：貢献メニューを登録し、希望する地域団体に提供します。

市：貢献メニューの登録促進、登録された貢献メニューの集約を行います。

地域で活動する団体：貢献メニューの情報を地域で活動する団体に提供します。

の支援者

(2) 貢献メニューを登録するメリット

①地域貢献の取り組みが広く周知されます！

さがみはら地域福祉ネットワークの取り組みは市ホームページなどを通じて周知いたします。

②他の社会福祉施設等の取り組みと比較することができます！

「さがみはら地域福祉ネットワーク登録者一覧表」を作成し、登録された皆さまに配布いたします。他の社会福祉施設等の取り組みと比較することができ、貢献メニューの見直しなどに活用いただけます。

③地域住民との交流が増え、地域への理解が進みます！

地域住民から直接連絡が入り、貢献メニューの利用までの調整を行っていただきますので、交流の機会が増えるとともに、地域の方に施設等を知っていただく効果も得られます。

(3) 登録の要件

さがみはら地域福祉ネットワークに登録いただくことができるのは、相模原市内にある社会福祉施設、企業、店舗等です。

さがみはら地域福祉ネットワークに登録いただくためには、以下の項目にいずれも当てはまらないことが必要です。

- 法令、条例、規則等の規定に違反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- 政治活動及び宗教活動に係るもの
- 青少年の健全育成に反するもの
- 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- その他、本事業登録者として適当でないと市長が認めるもの

登録いただいた場合には、ステッカーをお渡ししますので、地域住民の方の目に留まる場所に掲示してください。

(4) 登録できる貢献メニュー

以下の貢献メニューから1つ以上をお選びいただき登録してください。

- (1) 地域住民の相談の受け止め
- (2) 地域住民の交流の場の提供
- (3) 就労訓練の機会の提供
- (4) 地域で活動する団体が実施する福祉活動への参加
- (5) 地域で活動する団体の運営等への参画
- (6) 高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスの提供
- (7) 災害に対する支援
- (8) その他、本事業の目的に反しない範囲において、提供できる取組

1. 地域住民の相談の受け止め

地域住民から相談があった場合に、その相談を受け止めて、必要なサービスを提供する機関や支援先につなげたり、地域での見守り活動などを行う場合は、こちらの貢献メニューになります。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域住民の相談の受け止め、関係機関へのつなぎ
- ◆小中学校の登下校の見守りの実施
- ◆営業活動中の地域の見守りの実施

2. 地域住民の交流の場の提供

建物内の一室を地域団体に貸し出したり、地域のイベント開催のために駐車場等を貸し出しすることができる場合等には、こちらの貢献メニューになります。

(貢献メニューの具体例)

- ◆利用していない部屋の開放
- ◆駐車場の開放
- ◆施設内掲示板の提供
- ◆庭園の開放

3. 就労訓練の機会の提供

本格的な就労の前に、日常生活の自立や社会参加のために働く機会を提供できる場合はこちらの貢献メニューになります。

(貢献メニューの具体例)

- ◆学生の就労体験の場の提供
- ◆農業体験
- ◆施設内の見学機会の提供

4. 地域で活動する団体が実施する福祉活動への参加

地域団体が活動する際の人手不足解消のために職員を派遣したり、会議での議論に応じて必要な知識を有する職員を派遣する場合は、こちらの貢献メニューになります。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域で行われるイベントへの参加・支援
- ◆地域清掃活動への参加・支援
- ◆認知症養成サポーター講座の開催
- ◆地域の福祉人材育成にかかる講座の開催

5. 地域で活動する団体の運営等への参画

地域で活動する団体の運営に、効率性、専門性を有する社会福祉施設、企業等の職員が参画することを貢献メニューとすることができます。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域のお祭りやイベントの運営への参画
- ◆地区社会福祉協議会への参画、運営支援

6. 高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスの提供

高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスを提供している場合には、こちらの貢献メニューで登録してください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆いきいきサロンへの送迎バスの運行
- ◆点字パンフレットの配置
- ◆授乳室の設置

7. 災害に対する支援

災害に関する平常時の取組について貢献メニューとして登録することができます。

(貢献メニューの具体例)

- ◆防災訓練の実施
- ◆除雪ボランティアの実施
- ◆災害時の備品貸出

8. その他、本事業の目的の反しない範囲において、提供できる取組

1から7までの貢献メニューに該当しない場合でも、本事業の目的に反しないものであれば、貢献メニューとして登録することができます。

(貢献メニューの具体例)

- ◆熱中症対策講座の開催
- ◆自転車のメンテナンス講座の開催
- ◆学校に通えない子どもへの学習機会の提供
- ◆ホームページを活用した地域で行うイベントの宣伝



2 登録の流れ

1. 手引きやチラシを御覧いただき「さがみはら地域福祉ネットワーク」への参加について御検討ください。

御検討の結果、「さがみはら地域福祉ネットワーク」への参加、貢献メニューの登録を希望される場合は、要綱に添付されている、登録申請書に必要事項を記入のうえ、市地域福祉課に直接持ち込むかファクス、Eメールでお送りください。



2. 市は登録申請書を受け付けた後、記載内容について確認等を行い、登録手続きを行います。



3. 登録手続きが整いましたら、市から決定通知書をお送りします。合わせて「さがみはら地域福祉ネットワーク」のステッカーを同封しますので、地域住民の目に留まりやすい場所に貼ってください。

3 貢献メニュー提供の流れ

1. 利用を希望する地域で活動する団体から連絡が入りますので、貢献メニューの内容に合わせて、具体的な日程、利用人数の確認などを行ってください。

※登録された貢献メニューは市が取りまとめて、地域で活動する団体の支援者（市社協等）に提供します。地域で活動する団体の支援者（市社協等）は、地域で活動する団体に、貢献メニューの情報を提供します。



2. 調整した内容に沿って、貢献メニューを提供してください。

4 さがみはら地域福祉ネットワークの登録に関するQ & A

Q1

さがみはら地域福祉ネットワークに登録すると、どんなメリットがあるのか。

A1

みなさんが普段取り組んでいる地域貢献の取り組みをより多くの市民に活用いただけます。また、取組は市ホームページ等を活用して周知しますので、市民の理解が進みます。

Q2

貢献メニューのうち、「地域住民の見守り」とあるが、具体的にはどのようなことを行えばよいか。

A2

地域にお住まいの方が困ったときの相談を受け止める役割をお願いしたり、地域での見守りをお願いするものです。

Q3

部屋を貸し出すのはいいが、利用に伴う光熱水費は負担してもらいたいと思うけど、どうすればよいか。

A3

貢献メニューを提供する際に要する経費については、登録事業者に御負担いただきます。

Q4

市内に新たに支店を出す予定で、現在の店舗に続いて、支店でも貢献メニューの提供を行う予定であるが、再度登録申請を行う必要があるか。

A4

一度登録いただいているので、新たに申請する必要はありませんが、登録内容に変更がある場合は、変更手続きが必要です。

Q5

貢献メニューを増やしたいと考えている。何か手続きが必要か。

A5

登録内容を変更する場合は、変更申請書を提出してください。



Q6

貢献メニューを登録したけれど、あまり利用する団体等がないので、登録を解除したい。どうすればよいか。

A6

登録の解除を希望する場合は、廃止申請書を提出してください。



Q7

登録を解除した場合、ステッカーはどうすればよいか。

A7

お手数ですが、地域福祉課に御返却ください。



メモ

さがみはら地域福祉ネットワーク～地域貢献をお考えの方へ～

作成：相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 042-769-9222（直通）

F A X 042-759-4395

E-mail chiikifukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp